

(一社)ちの観光まちづくり推進機構 入会申込書 正会員

(宛先)(一社)ちの観光まちづくり推進機構 理事長 宮坂 孝雄

(一社)ちの観光まちづくり推進機構定款及び会員規程に同意し、入会の申し込みをいたします。

申込日 年 月 日

※ 太枠内をご記入ください。

フリガナ		フリガナ	
氏名 又は 団体名	印	代表者名	
業種		※会費	
事業形態等	宿泊業者の場合、施設の規模を記入 (複数施設を経営している場合は合算) 室 名 収容		
フリガナ			
住所	〒		
TEL		HPアドレス	
FAX		Email	

※ 会費については、(一社)ちの観光まちづくり推進機構において下記会員規程事業形態等確認後、記入しま

◆ (一社)ちの観光まちづくり推進機構 会員規程【抜粋】

(会費)

第10条 会費の額は、会員区分又は会員の事業形態等により別表のとおりとする。

(別表)

会員区分	事業形態等	会費の額
1 正会員	1 一般会員	5,000円
	2 公共団体(区、自治会、財産区等)、市民団体	5,000円
	3 宿泊業者	10,000円
	4 大規模宿泊業者(ビジネスホテルを除く)	50,000円
	5 金融機関	50,000円
	6 開発事業者	100,000円
	7 交通事業者	事業規模等に応じ、理事会において事業者ごと定める
	8 ゴルフ場、スキー場、スケート場、索道	10,000円
	9 単位観光協会	10,000円
	10 事業組合等(任意団体を含む)	理事会において事業組合ごと定める
	11 その他明らかに会員としての受益が大きいと判断される事業形態	理事会において定める
2 賛助会員		50,000円
3 特別会員		徴さない

1 この表において「宿泊業者」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)上の許可を得て営業する法人及び個人をいう。

2 この表において「大規模宿泊業者」とは、客室数40室かつ収容客数200人を超える施設を有する宿泊業者をいう。

3 この表において「ビジネスホテル」とは、市街地等において観光を目的とする客層を主たる顧客としない営業を行う宿泊業者をいう。

4 この表において「開発事業者」とは、大規模な宅地造成、リゾート開発、別荘及びマンションの販売等の事業主体となる団体及び企業をいう。

5 事業形態等が重複する場合は、額の大きい事業形態等の会費を納入するものとし、重複しての納入は、しないものとする。

※ 裏面もご参照ください。

◆（一社）ちの観光まちづくり推進機構 定款【抜粋】

（目的）

第3条 この法人は、茅野市及びその周辺地域に存在する地域資源を磨き、それを最大限に活用することにより、地域ブランドの形成及び交流人口の増加を推進するとともに、地域の様々な産業や市民活動を繋ぐことにより、地域経済の活性化、移住の促進及び市民の「住んでよし」の誇りの醸成を図り、もって持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に協力する官公庁その他の理事会において承認を得た団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

◆（一社）ちの観光まちづくり推進機構 会員規程【抜粋】

（入会）

第3条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により入会を申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は特別会員となる。

2 本法人の会員になろうとする者が、次のいずれかに該当するときは、本法人の会員となることができない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業を営む者
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした事業を営む者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者又はそれらの者が代表を務める団体
- (4) 次に掲げる反社会的勢力である者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
 - イ 暴力団の構成員でなくなった時から5年を経過しない者及び準構成員と認められる者
 - ウ 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ及び特殊知能暴力集団
 - エ アからウまでのいずれかに準じると認められる者
 - オ アからエまでのいずれかに該当するもの(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - カ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - キ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者
 - ク 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - ケ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される関係を有する者

（会費の負担）

第5条 会員は、会員になった時及び毎事業年度、第10条に規定する会費を別に定める期限までに納入しなければならない。

2 会員がその資格を喪失したときであっても、未納の会費などの未履行の義務は、これを免れることができない。

また、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しないものとする。

（任意退会）

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第8条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に規定する義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。